

公 告

令和6年7月1日

日本原駐屯地業務隊長
(公印省略)

陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における食堂等の設置及び経営に関する業者の募集について

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において、食堂等の経営を行う業者について、次のとおり募集します。

- 1 応募資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- 2 設置方法
国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可
- 3 設置施設の所在地及び名称
 - (1) 所在地
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
 - (2) 名称
陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区
- 4 設置業種及び店舗数
 - (1) 食堂 1店舗（厚生センター内）
 - (2) 食堂 1店舗（演習場廠舎地区）
 - (3) 理容 1店舗
- 5 業務期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日
ただし、基本契約期間は必要に応じて、原則として1度に限り更新することができる。
- 6 募集要領の配布
 - (1) 配布期間
令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）
9時から17時の間に配布（ただし、土・日・祝日を除く。）

(2) 配布方法

- ア 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載
- イ 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科で配布

7 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

- (1) 日時：令和6年7月17日（水）午前10時
- (2) 場所：日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）図書室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（認印可）
- (4) 申込先：陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 河本 宛
平日9時から17時の間で受付
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
TEL 0868(36)5151 内線583
FAX 0868(36)5151 内線381

※ 本説明会に不参加の業者は公募に応募できません。

参加希望の場合は、令和6年7月16日（火）17時までに、会社名、電話番号、出席者氏名（各業者2名以内）、乗り入れ車両（車名、車番）を電話またはFAXでご連絡下さい。

8 お問い合わせ先

第7項4号の説明会申込み先に同じ。

「陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における食堂等の設置及び経営」募集要領(案)

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地及び演習場廠舎地区において、隊員及びその家族の福利厚生の上昇に資するため、食堂等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
- (2) 名称：陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区

4 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

- (1) 日時：令和6年7月17日（水）1000～1030
- (2) 場所：日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（認印可）
- (4) 申込先：陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 河本 宛
平日9時から17時の間で受付
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
TEL 0868(36)5151 内線583
FAX 0868(36)5151 内線381

※ 本説明会に不参加の業者は公募に応募できません。

参加希望の場合は、令和6年7月16日（火）17時までに、会社名、電話番号、出席者氏名（各業者2名以内）、乗り入れ車両（車名、車番）を電話またはFAXでご連絡下さい。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種、店舗数

ア 食堂	1 店舗	厚生センター
イ 食堂	1 店舗	演習場廠舎地区
ウ 理容	1 店舗	厚生センター

(3) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに手交又は郵送すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書16部（別紙様式第2）

a 主な販売予定商品・料金表（別紙様式第3）

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e 衛生管理方法

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針

i 災害発生時における対応内容

j その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類1部

販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第4）

b 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）

c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要（本社所在地、設立年月日、資本金、社員数、店舗数、売上高が記載されたものであれば任意様式、パンフレット可）

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

h 資格決定通知書（全省庁統一資格）の写し

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

第4項4号の説明会申込先に同じ。

ウ 提出期限

令和6年7月31日（水）必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者とする。

8 決定業者の発表等

令和6年8月下旬

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科から直接連絡

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における食堂等の設置及び経営

2 設置業種、店舗数、設置面積及び設置場所

(1) 食堂	1 店舗	1 1 2 . 9 0 0 m ²	厚生センター
(2) 食堂	1 店舗	4 8 . 0 0 0 m ²	演習場廠舎地区
(3) 理容	1 店舗	4 3 . 7 5 0 m ²	厚生センター

3 業務内容

上記業種を扱う売店等の設置及び経営

4 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、基本契約期間は必要に応じて、原則として1度に限り更新することができる。

なお、設備の設置及び撤去に要する期間は使用許可期間に含まれる。

5 国有財産使用料

国有財産の使用許可の相手方(以下、「丙」という。)は、乙に委託売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。国有財産使用料(令和5年度参考金額)は、次のとおり。

なお、国有財産使用料は歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納する。

(1) 厚生センター	年	10, 153円/m ² (税込)
(2) 演習場廠舎地区	年	10, 153円/m ² (税込)

6 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とし、光熱水料は別途徴収する。

7 営業日、営業時間等

(1) 営業日

ア 食堂(厚生センター)、理容

原則として、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く毎日とし、それ以外は任意または別途協議する。

イ 食堂(演習場廠舎地区 食堂)

原則として、演習部隊来演期間中とし、状況により別途協議する。

(2) 営業時間等

ア 食堂(厚生センター)、理容

原則として、1100～1400、1600～1900とし、それ以外は任意または別途協議する。

イ 食堂(演習場廠舎地区)

原則として、1800～2100とし、それ以外は任意または別途協議する。

8 その他の営業条件

(1) 低廉な価格、隊員のニーズに合ったサービスを提供するように努めること。

(2) 食堂(演習場廠舎地区)については、アルコールの提供が可能であること。

- (3) 災害発生等不測事態の発生時には、営業時間の変更・物品販売品目の変更等に関する協議に対応可能であること。

9 相手方の決定

本業務を行う者については、甲が決定する。

10 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、食堂等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、乙が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
- ア 国が使用するとき。
- イ 丙が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

11 丙の資格

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

18 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 食堂等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) サービスの選定に当たり、常に利用者の需要が高いサービス等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要なサービスを取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、サービスの瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

19 貸付品

- (1) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (2) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

20 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において、食堂等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

a 主な販売予定商品・料金表（別紙様式第3）
b 営業日及び営業時間 (a) 平日 営業時間： (b) 土曜日 営業：有・無 営業時間： (c) 日祝日 営業：有・無 営業時間：
c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
e 衛生管理方法（200字以内）

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字以内)

g 精算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針(200字以内)

i 災害発生時における対応方針(200字以内)

j その他のアピールポイント(200字以内)

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における食堂等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。